

○生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する等の規則

(1) 生駒市教育委員会事務局組織規則(平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号)新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>(各課共通の事項)</p> <p>第4条 別表に定める事務分掌のほか、課において次の事項を所管する。</p> <p>(1) 所管事務に関する予算経理その他庶務に関すること。</p> <p>(2) 所管に係る<u>嘱託員等</u>の任用に関すること。</p> <p>(3) 所管事務に関する企画、調査、統計、証明、報告、広報等に関すること。</p> <p>(4) 所管事務に関する情報公開及び個人情報保護に関すること。</p> <p>(5) 所管に係る教育事業補助金、助成金等の交付申請及び寄付採納に関すること。</p> <p>(6) 専用公印の管理に関すること。</p>	<p>(各課共通の事項)</p> <p>第4条 別表に定める事務分掌のほか、課において次の事項を所管する。</p> <p>(1) 所管事務に関する予算経理その他庶務に関すること。</p> <p>(2) 所管に係る<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員等</u>の任用に関すること。</p> <p>(3) 所管事務に関する企画、調査、統計、証明、報告、広報等に関すること。</p> <p>(4) 所管事務に関する情報公開及び個人情報保護に関すること。</p> <p>(5) 所管に係る教育事業補助金、助成金等の交付申請及び寄付採納に関すること。</p> <p>(6) 専用公印の管理に関すること。</p>

(2) 生駒市教育委員会事務局事務決裁規則(昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号)新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>(部長の専決事項)</p> <p>第7条 部長が専決できる事項(第7条の3に係るものを除く。)は、次のとおりとする。ただし、所属次長が置かれていない場合にあつては、同条第2号から第5号までに掲げる事項を含むものとする。</p> <p>(1) 重要な許可、認可及び命令に関すること。</p> <p>(2) 比較的重要な証明に関すること。</p> <p>(3) 重要な申請、副申、届出、調査、報告、照会、回答及び通知に関すること。</p> <p>(4) 行政文書の開示等のうち重要なものに関すること。</p> <p>(5) 個人情報の開示等その他個人情報の保護に係る事項のうち重要なものに関すること。</p> <p>(6) 要綱、事務取扱要領等の制定及び改廃のうち軽易なものに関すること。</p>	<p>(部長の専決事項)</p> <p>第7条 部長が専決できる事項(第7条の3に係るものを除く。)は、次のとおりとする。ただし、所属次長が置かれていない場合にあつては、同条第2号から第5号までに掲げる事項を含むものとする。</p> <p>(1) 重要な許可、認可及び命令に関すること。</p> <p>(2) 比較的重要な証明に関すること。</p> <p>(3) 重要な申請、副申、届出、調査、報告、照会、回答及び通知に関すること。</p> <p>(4) 行政文書の開示等のうち重要なものに関すること。</p> <p>(5) 個人情報の開示等その他個人情報の保護に係る事項のうち重要なものに関すること。</p> <p>(6) 要綱、事務取扱要領等の制定及び改廃のうち軽易なものに関すること。</p>

- (7) 重要な広報活動に関する事。
- (8) 部長の宿泊を伴わない旅行命令に関する事。
- (9) 所属次長及び所属次長の所管に属さない所属課長の旅行命令に関する事。
- (10) 所属職員の宿泊を伴う旅行命令に関する事。
- (11) 所管に係る附属機関の委員その他の構成員の旅行命令に関する事。
- (12) 所属次長及び所属次長の所管に属さない所属課長の休暇届及び欠勤届に関する事。
- (13) 臨時職員の採用に関する事。
- (14) 前各号に定めるもののほか、比較的重要な事務の処理に関する事。

- (7) 重要な広報活動に関する事。
- (8) 部長の宿泊を伴わない旅行命令に関する事。
- (9) 所属次長及び所属次長の所管に属さない所属課長の旅行命令に関する事。
- (10) 所属職員の宿泊を伴う旅行命令に関する事。
- (11) 所管に係る附属機関の委員その他の構成員の旅行命令に関する事。
- (12) 所属次長及び所属次長の所管に属さない所属課長の休暇届及び欠勤届に関する事。
- (13) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の採用に関する事。
- (14) 前各号に定めるもののほか、比較的重要な事務の処理に関する事。